

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の改正について

1. 背景

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針について、前回の改正から約3年を経過している。本年2月には「観光圏の機能強化に係る有識者会議」によるとりまとめが公表され、本年3月には「第5次観光立国推進基本計画」が閣議決定されるなど、観光圏を巡る環境が変化しており、これらに対応するため所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 「観光圏の機能強化に係る有識者会議」とりまとめを踏まえた対応

令和8年2月に公表された「観光圏の機能強化に係る有識者会議」とりまとめを踏まえ、以下の3点を基本方針に反映するための改正を行う。

(ア) ブランドコンセプト設定の意義明確化

ブランドコンセプトが観光圏の取組全体において果たす役割や意義を明確化するとともに、ブランドコンセプトの再検証を行い、必要に応じた見直しの実施について記載

(イ) マネージャー制度の意義明確化

マネージャーが中心となって地域の幅広い関係者が連携体制を構築し、合意形成を促進する旨を追記

(ウ) 2泊3日以上滞り促進に向けたKPIの見直し

「2泊3日以上滞り者の割合」を必須KPIとして新設するとともに、観光圏の機能を踏まえたKPIを設定することを求める旨を追記

(2) 第5次観光立国推進基本計画を踏まえた対応

令和8年3月に閣議決定された「第5次観光立国推進基本計画」を踏まえ、以下の2点を基本方針に反映するための改正を行う。

(ア) 新たな基本計画の内容に基づいた取組の実施

第5次観光立国推進基本計画の基本的な方針や主な施策として位置づけられたことを踏まえた取組を観光圏においても実施していく旨を反映

(イ) 新たな基本計画に掲げられた目標の達成

第5次観光立国推進基本計画に掲げられた観光立国の実現を図るための2030年までの目標の達成に寄与することを観光圏においても目指していく旨を反映

3. スケジュール (予定)

公 布：令和8年7月下旬

施 行：公布の日